

特定非営利活動法人 日本がん登録協議会 会費規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本がん登録協議会定款第14条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規程で定める年会費は、次のとおりとし、会費は毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納付を必要としない。

- (1) 団体正会員（都道府県等） 40,000円
- (2) 団体正会員（病院等関連団体） 20,000円
- (3) 個人正会員 5,000円
- (4) 団体賛助会員 1口 50,000円（1口以上）
- (5) 個人賛助会員 1口 3,000円（1口以上）

2 入会金は、これを徴収しない。

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は定款第19条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規程第2条で定めた会費の有効期限は、定款第54条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。
- 3 3月31日までに退会届の提出が無い場合は、新年度年会費支払い義務が生じるものとする。

(会員の資格の付与)

第5条 会員の資格は、入会が承認された後、会費の納入をもって付与される。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(会費の滞納)

第7条 会費を2年間滞納した会員は、定款第17条の退会届の提出があったものとみなすこ

とができる。

附則

1. 総会で表決権を有する評議会員は、前年度の会費を納入したものに限り。
2. この規程は平成 23 年 2 月 10 日付をもって施行する。

変更

平成 29 年 6 月 9 日

令和元年 5 月 16 日